



令和3年8月20日

磐田市長 草地 博昭 様

磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 杉山 三七男



磐田市の国民健康保険税率のあり方について（答申）

令和2年8月27日付け磐健国第1493号により諮問のあった磐田市の国民健康保険税率のあり方について、当協議会で審議した結果、一定の結論を得たので別紙のとおり答申する。



磐田市の国民健康保険税率のあり方について

答 申 書

令和3年8月20日

磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

1 審議の経過

令和2年8月27日に磐田市長から「磐田市の国民健康保険税率のあり方について」の諮問を受け、国民健康保険制度の動向及び現状を踏まえ、静岡県や県内各市町の状況等を参照しながら、審議を行った。

2 審議の内容

(1) 国民健康保険の状況

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みであるが、対象者が広範囲で、被用者保険に比べて中高年齢者が多く加入していることなどから、医療費が増加する一方、保険税負担能力が弱い方々の加入割合が高いという構造的な問題を抱え、厳しい財政運営を強いられている。

磐田市においても状況は同様であり、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上の取り組みや、ジェネリック医薬品の使用促進などにより医療費の適正化に努めているものの、被保険者一人あたりの医療費は増加が続き、静岡県へ支払う国民健康保険事業費納付金や事業の実施に係る経費を賄うために必要な財源不足分を一般会計からの法定外繰入金に依存する状況が常態化している。

将来にわたり国民皆保険制度を守り続けるため、平成30年度から国保の運営が市町村単位から都道府県単位となる「国保の広域化」が実施され、静岡県は、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなった。

県は、県内の統一的な運営方針としての「静岡県国民健康保険運営方針」を定め、市町はこれに基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進することとなったが、国保運営方針では、国保財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るために、保険給付に見合った保険税率の適正な設定、収納率向上対策、医療費適正化等の実施により、国保特別会計の収支の均衡に努めることとしている。

また、一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることとなるため、決算補填等を目的とする法定外繰入金等の削減・解消に、計画的・段階的に取り組む必要があるとしている。

(2) 諮問事項に係る市の考え方

具体的な諮問事項である、「被保険者にとって過度な負担増とならないよう配慮をした、段階的かつ中長期的な税率の改正計画及び改正方法」と「令和4年度税率案」について、事務局へ詳細な説明を求めたところ、次のとおり説明が行われた。

① 歳入不足額について

法令等で定められた統一のルールに基づき県が算定する「標準保険料率」は、市が県に納める事業費納付金などの支出を賄うために必要となる理論上の税率であるが、現行税率と標準保険料率との乖離が大きく、令和3年3月末現在の被保険者を対象に国保税を算定すると、現行税率による調定額は、標準保険料率による調定額に対し、総額で約7億円、被保険者一人あたりで約2万円の不足が生じている。

② 不足額への対応について

一度の改正で現行税率を標準保険料率に近づけた場合、被保険者一人あたりの国保税は平均で約 23%増加することとなり、被保険者の負担感に配慮した段階的な見直しが必要であることから、「2年ごと4回」若しくは「3年ごと3回」など、複数回の改正で現行税率を標準保険料率に近づける計画案が示された。

③ 賦課方式の見直し（資産割の廃止）について

県の運営方針では、賦課方式統一の取組として、「医療給付費分は3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）とし、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも資産割は使用しないことを目標とする。」としており、県内市町でも資産割の縮小、廃止の動きが加速している状況にあることから、磐田市においても資産割は段階的に廃止する計画案が示された。なお、磐田市の資産割はその比重が高いことから、一度の改正で全廃すると一部の被保険者世帯に過度な税額の増減が生じることから段階的に見直すことが適当である。

④ 令和4年度税率案について

被保険者の負担感と県運営方針の双方に配慮した税率案として下表のとおり示された。令和3年3月末の被保険者を対象として調定見込額を推計すると、被保険者一人あたりの平均で約 5,000 円の増加になる。

内 訳		現行 A (令和3年度)	改正案 B (令和4年度)	増 減 B - A
医療給付費分	所得割（所得に対して）	4.40%	5.05%	0.65ポイント
	資産割（固定資産税に対して）	30.00%	20.00%	-10.00ポイント
	均等割（加入者一人あたり）	19,800円	21,600円	1,800円
	平等割（一世帯あたり）	21,600円	20,500円	-1,100円
後期高齢者支援金分	所得割（所得に対して）	1.40%	1.70%	0.30ポイント
	資産割（固定資産税に対して）	5.00%	2.50%	-2.50ポイント
	均等割（加入者一人あたり）	7,200円	8,100円	900円
	平等割（一世帯あたり）	6,600円	6,700円	100円
介護納付金分 (40歳～64歳のみ)	所得割（所得に対して）	0.90%	1.30%	0.40ポイント
	資産割（固定資産税に対して）	4.50%	2.00%	-2.50ポイント
	均等割（加入者一人あたり）	6,000円	8,800円	2,800円
	平等割（一世帯あたり）	4,200円	2,100円	-2,100円
計	所得割（所得に対して）	6.70%	8.05%	1.35ポイント
	資産割（固定資産税に対して）	39.50%	24.50%	-15.00ポイント
	均等割（加入者一人あたり）	33,000円	38,500円	5,500円
	平等割（一世帯あたり）	32,400円	29,300円	-3,100円
調定額（注）	総額	31.4億円	33.1億円	1.7億円
	被保険者一人あたり	89,247円	94,181円	4,934円

（注）調定額は、令和3年3月末現在の被保険者を対象に算定した参考値

3 答申

国保の制度改革も4年目を迎え、新制度が定着しつつある現在、保険料水準の統一や法定外繰入の解消に向けた取組の推進など全世代対応型の社会保障制度を構築するための医療保険制度の見直しが進行しており、磐田市の国保税率や賦課方式についても改正が必要な状況にあると判断し、以下の2点について答申する。

- (1) 「被保険者にとって過度な負担増とならないよう配慮をした、段階的かつ中長期的な税率の改正計画及び改正方法について」は、令和4年度から2年ごと4回の改正により、当面の歳入不足額(約7億円)を解消する計画を基本とすること。ただし、国、県及び県内各市町の動向も踏まえながら、毎年財政状況等の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- (2) 「令和4年度税率案について」は、前記の税率案に基づき改正することが妥当であると判断する。なお、賦課方式については、県の運営方針に沿った見直しが必要と判断するが、資産割が課されていない(少ない)一定以上の所得がある世帯など一部の被保険者世帯に係る影響を考慮し、調整を図ること。

4 附帯意見

- (1) 現在の県運営方針においては、令和9年度までに県内各市町の保険料水準の統一を目指すこととしているが、急激な税率の改正は、被保険者に過度な影響を与える懸念があることから、段階的かつ計画的な改正が肝要である。特に、資産割への依存度が高い磐田市においては、性急な見直しが一部の被保険者に与える影響が過大となることから、複数回に渡る段階的な見直しが適当であると考えます。
- (2) 将来に向けた持続可能な財政運営を確立するため、今後の保険料水準の統一に向けた国の動向や県と市町間の協議(3年ごとに見直される県運営方針の改定協議)の状況を視野に入れながら、被保険者への影響も考慮し更に検討を進められたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が市内経済にもたらす影響などを考慮し、被保険者の負担感に配慮した柔軟な対応に努められたい。
- (4) 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上の取組をさらに推進し、重症化予防につなげることで、被保険者の健康維持・増進に努めるとともに、適正受診の勧奨やジェネリック医薬品の使用促進により医療費の適正化に向けた取組を着実に進められたい。
- (5) 国保税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の維持・向上に努められたい。
- (6) 子育て世帯への更なる支援の拡充について引き続き国や県に要望するとともに、市独自の対策について調査・研究を進められたい。
- (7) 国民皆保険制度を守り続けるためには、公的医療保険制度の抜本的な改革が必要であり、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国の責任と負担において、実効ある措置を講じるよう要望されたい。
- (8) 税率改正の実施にあたっては、広報や窓口対応等において十分な説明を行い、広く理解を得られるよう努められたい。

「磐田市の国民健康保険税率のあり方について」 協議の経過

令和2年度

開催日等		協議内容
第1回	令和2年8月27日	■ 諮問
		■ 国民健康保険税の現状について
		■ 税率（賦課方式）の見直しにかかる方針の確認について
		■ 答申までのスケジュールについて
第2回	令和2年11月12日	■ 財政見直しについて
		■ 削減・解消すべき歳入不足額について
		■ 段階的な改正の方法と被保険者一人あたり国保税調定額について
		■ 歳入不足の解消までの期間、改正サイクルについて
第3回	令和3年1月21日	■ 令和3年度 国保事業費納付金の算定結果等（仮算定）について
		■ 見直しにかかる被保険者（世帯）単位の影響について
		■ アンケート調査について
第4回	令和3年3月18日	■ 令和2年度協議のとりまとめについて
		■ 課題（県国保運営方針の改定、県内各市町の動向 等）について
		■ 保険料水準統一に向けた検討・協議すべき事項について

令和3年度

開催日等		協議内容
第5回	令和3年5月27日	■ 現行税率と標準保険料率の乖離について
		■ 税率（賦課方式）の改正計画案について
		■ 増減額と増減世帯数について
		■ モデルケースにおける試算表について
第6回	令和3年7月1日	■ 答申案について
		■ 令和4年度税率改正案について
		■ モデルケース別の試算について
第7回	令和3年8月12日	■ 答申案について

磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員名簿

【令和3年4月1日現在・敬称略】

区分	職名	氏名	推薦団体等	任期
公益代表	会長	すぎやま 杉山 三七男	静岡産業大学経営学部	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
		よねくら 米倉 登美代	静岡県西部健康福祉センター	令和3年4月1日～ 令和4年6月30日
		すずき 鈴木 寿欣	遠州中央農業協同組合	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
		すずき 鈴木 隆之	磐田商工会議所	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
	会長代理	むらこし 村越 怜子	学識経験者	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
被保険者代表		いそべ 磯部 知明	磐田市自治会連合会磐田支部	令和3年4月1日～ 令和4年6月30日
		うちの 内野 稔	磐田市自治会連合会福田支部	令和3年4月1日～ 令和4年6月30日
		よしの 吉野 博行	磐田市自治会連合会竜洋支部	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
		やまだ 山田 正行	磐田市自治会連合会豊田支部	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
		あおの 青野 博美	磐田市自治会連合会豊岡支部	令和2年4月1日～ 令和4年6月30日
保険医・薬剤師代表		ふじい 藤井 俊朗	磐田市医師会	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
		たのうえ 田上 誠二	磐田市医師会	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
		おおすが 大須賀 育朗	磐周医師会	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
		おおわだ 大和田 和学	磐周歯科医師会	令和3年4月1日～ 令和4年6月30日
		やまなか 山中 寛次郎	磐田薬剤師会	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
被用者 保険等 保険者 代表		すずむら 鈴村 まさのり 正憲	静岡県被用者保険等保険者連絡協議会 (全国健康保険協会 静岡支部)	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日
		おおはし 大橋 弘明	静岡県被用者保険等保険者連絡協議会 (ヤマハ健康保険組合)	令和元年7月1日～ 令和4年6月30日

※委員の任期は3年。ただし、委員交代の場合は、前任者の残任期間を任期とする。

(国民健康保険法施行令第4条)